

(仮称) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について（中間報告）

1 趣旨

2023年（令和5年）12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」（以下、「国の指針」）が策定されました。「国の指針」では、「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠」と示され、子どもの居場所づくりを社会全体で推進する重要性が明確に打ち出されました。また、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら進めることを、子どもの居場所づくりの根幹に据え、さらに、より質の高い子どもの居場所を持続的に確保するために、行政、民間団体、学校、企業等が分野を超えて連携・協働することの重要性が示されました。

これまでの「第1期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」は、小学生を対象とした放課後児童クラブの整備を中心とした計画でしたが、「国の指針」において「場所・時間・人との関係性全てが居場所になり得る」と示され、改めて子どもの居場所・居場所づくりの考え方を見直す必要があることから、11月に開催した「藤沢市子ども・子育て会議」における審議を経て、「(仮称) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」（以下「本計画」とする。）の素案を策定しましたので報告します。

2 計画の概要

（1）位置づけ

本計画は、2025年（令和7年）3月に策定した「藤沢市子ども・若者共育計画」（以下、「共育計画」）を補完する計画であり、放課後児童クラブの整備計画を内包し、多様な観点で広がりを見せる子どもの居場所づくりに関する考え方や取組、支援策についての方向性を示すものです。

（2）計画期間

本計画の計画期間は、終期を「共育計画」に合わせ、2026年度（令和8年度）から2029年度（令和11年度）までの4年間とします。

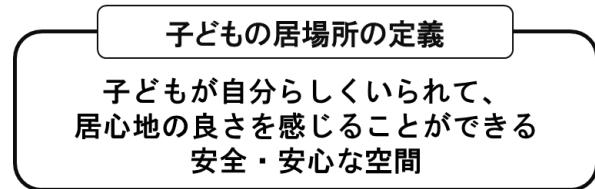
なお、本計画は各年度において進捗管理を行い、共育計画と同様、中間年を目標として必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

（3）計画の対象

本計画の対象年齢は、子どもが自らの意志で居場所にいくことができる学童期（6～12歳）、思春期（13～15歳）及び青年期（16～18歳）の子どもを主に対象としますが、子どもの居場所を広げる観点から、他のライフステージの方を対象とした居場所事業や施設等を含む場合があります。

(4) 子どもの居場所の定義

本計画における「子どもの居場所（民間の団体等も含む）」の定義は、「国の指針」を参考に、「場所」や、「時間」、「人との関係性」を含んだものとし、従来の物理的な「場」だけではなく、本人がそこに居たいと思う気持ちを尊重し、そのように感じる場や対象すべてを居場所と捉え、「子どもが自分らしくいられて、居心地の良さを感じることができる安全・安心な空間」と定義します。



(5) 藤沢で居場所づくりに関わる全ての人と共有したい「居場所づくりの視点」

市等の公的機関が管理・運営する居場所に限らず、多様な主体が運営する居場所も含め、子どもにとって安心でき、より良い子どもの居場所をつくることを共に目指すことが大切であることから、国が示す基本的な考え方を基に、藤沢で子どもの居場所づくりに関わる全ての方と共有したい視点を、本市の基本姿勢として次のとおり4つ示します。

- ・子どもの権利を守る居場所づくり
- ・子どもが主役の居場所づくり
- ・安全・安心な居場所づくり
- ・地域における多様な子どもの居場所づくり

3 子どもの居場所の状況

本計画を策定するにあたり、統計データや共育計画を策定する際に実施した定量調査等に加え、子どもの考え方や、居場所を運営する民間団体の意見等の生の声を聴取し、状況把握に努めました。

(1) 子どもを対象とした意見交換会（ワークショップ）による把握

「子どもが主役の居場所づくり」を実現するために、居場所づくりをするうえで子どもが大切に感じていることと大人の考え方の隔たりを探ることを目的に、箱庭ゲームを行い、意見交換や各グループでの意見のまとめを行いました。

(2) 民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査による把握

民営の子どもの居場所づくりに関する取組の現状や課題、市との連携や支援、子どもの居場所同士の連携のあり方等を把握することを目的に、子どもの居場所に関わる活動を行っている団体へグループヒアリング調査を実施しました。

(3) 子どもの居場所づくりにおける課題

これまでに取得したデータや調査結果から把握した現状を踏まえ、本市の子どもの居場所づくりについての課題を次のとおり整理しました。

- ・子どもと大人の意識の隔たり解消に向けた仕組みづくり
- ・担い手の確保と活動の持続性の確保
- ・活動基盤の安定化
- ・子どもの居場所に関する情報の集約化とマッチング機能の強化
- ・子どもの居場所に関わる様々な主体同士の連携強化
- ・居場所における多様なニーズへの対応強化

4 市が推進する居場所づくりについて

(1) 計画のめざす方向

「共育計画」で示す目指す姿である「子どもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～」を実現するため、本市が推進するサードプレイス*を中心とした子どもの居場所が「居たい、行きたい、やってみたい」と思える居場所となるように、次の2点を「計画のめざす方向」として定め、取組を進めます。

*サードプレイス：自宅や学校以外の「第三の居場所」

ア 子どもの意見を尊重した居場所づくり

子どもが求める居場所のニーズと、大人の考えを優先した居場所づくりとの間に生じている隔たりを解消するため、子どもの居場所において、子どもの意見を取り入れる取組を進めるとともに、大人の意識を変えていく方策も検討します。

イ 多様な居場所の充実に向けた連携強化

子どもの居場所を通して、市全体で子どもの育ちを支える温かい環境を構築するため、市や市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等、子どもの居場所となりうる団体等の連携・協働を推進します。

(2) 推進の視点

「(1) 計画のめざす方向」に向けて、本市の子どもの居場所に関わる施策・事業における推進の視点を5つ定め、子どもの居場所づくりに取り組みます。

ア 子ども視点での居場所づくり

子どもの意見を聴取するとともに、大人の意識改革を促進し、子ども視点で居場所づくりや運営ができるよう、わかりやすい情報発信に取り組みます。

イ 地域における多様な子どもの居場所づくりの推進

多様な団体が円滑に連携・協働できる枠組みの検討を進め、自分に合った子どもの居場所が見つけられるように、居場所同士の連携強化に取り組みます。

ウ 成長過程に応じた居場所づくり

各年代の特徴や心身の発達段階を踏まえた居場所の提供に努め、子どもがライフステージを通じて居場所を継続的に利用できる体制づくりを進めます。

エ 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所づくり

専門的な支援を提供するための体制強化や、関係機関との連携を推進し、すべての子どもが自分にあった居場所を見つけられる環境づくりに努めます。

オ 安全・安心な居場所づくり

施設の安全管理や子どもの心理的安全に配慮し、子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

(3) 市が推進する居場所づくりの事業

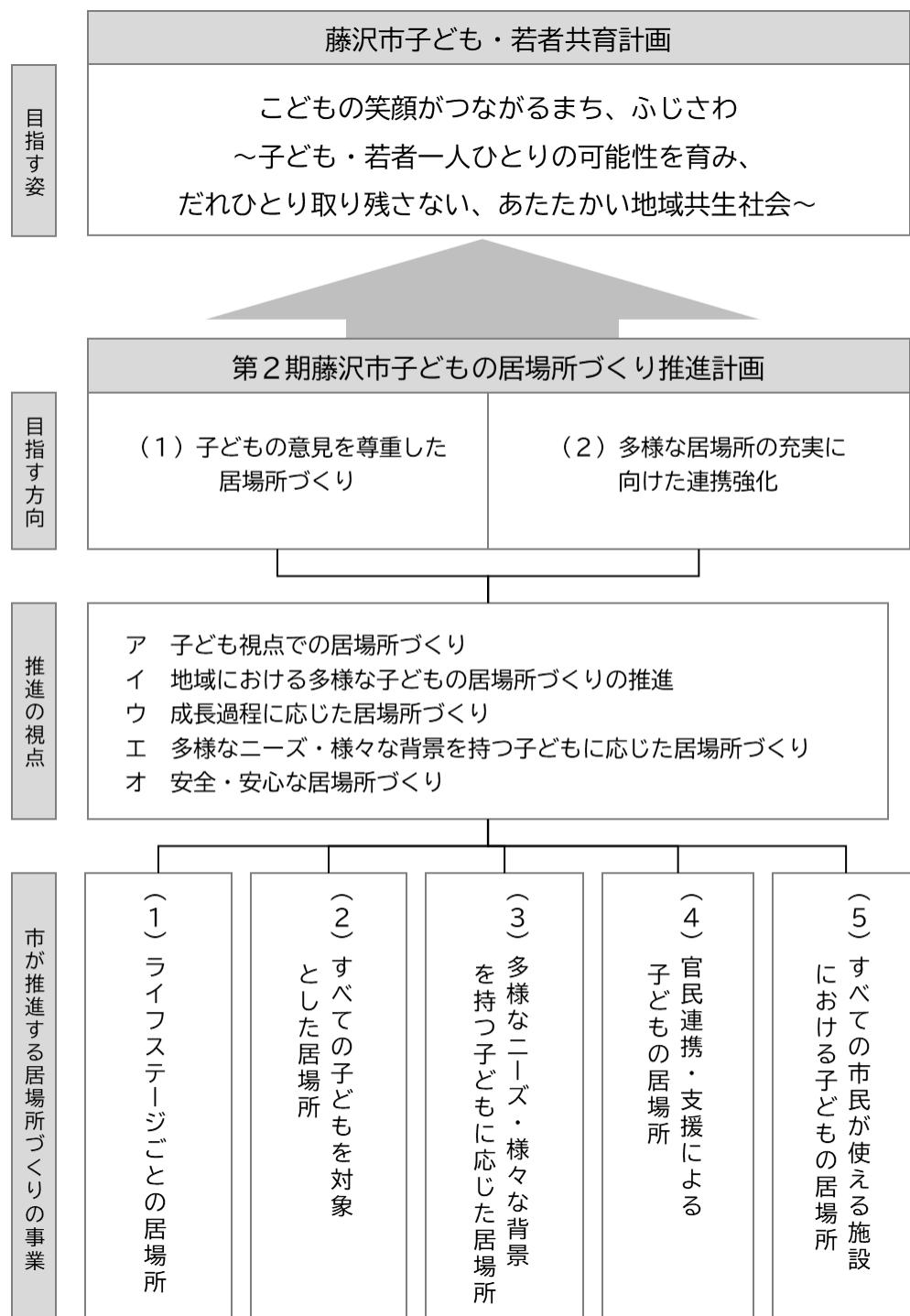
本市における子どもの居場所に関わる現状や課題等を踏まえて、「(1) 計画のめざす方向」に向けた居場所づくりを進めるため、子どもの居場所に関する施策を複合的に推進します。ライフステージに応じた居場所づくりや、家庭環境や多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもが自分らしくいられるような居場所づく

り、民間団体等との連携による子どもの居場所づくりなど、すべての子どもが分け隔てなく、自分らしく過ごせる居場所を見つけることができるよう、次の5つの分類に整理し、取組を進めます。

- ・ライフステージごとの居場所
- ・すべての子どもを対象とした居場所
- ・多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所
- ・官民連携・支援による子どもの居場所
- ・すべての市民が使える施設における子どもの居場所

(4) 体系図

本計画の体系図は次のとおりです。



(5) 推進体制

本計画は、「共育計画」における施策の方向性との整合を図り、特に子どもの居場所のさらなる充実に向けた個別計画として位置づけることから、「共育計画」の策定や実施状況の点検・評価を担う「藤沢市子ども・子育て会議」において、本計画の進捗管理を行います。

また、子どもの居場所づくりは、福祉、教育、地域活動等の複数の分野にまたがることから、庁内関係部署による横断的な連携体制を強化します。特に、学校施設や放課後の活動に関わる施策については、教育委員会と緊密に連携します。

(6) 進捗管理・計画の指標

「藤沢市子ども・子育て会議」において、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき調査・審議し、毎年度点検・評価を実施します。

また、本計画の進捗状況を把握するために次の指標を設定し、効果検証を実施します。

分野	指標項目	指標確認方法
居場所の実態	○「居場所と思える場所があるか」の割合	「共育計画」の見直しに向けた子ども向けアンケート調査
子どもの意見聴取・権利擁護	○「自分の意見が反映されていると感じるか」の割合 ○「自分の権利が守られていると感じるか」の割合	
地域連携	○子どもの居場所に関するネットワーク会議の実施回数	本市担当課が確認

5 (仮称) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画 (素案)

資料2 参照

6 今後の予定

パブリックコメントを行うとともに、「藤沢市子ども・子育て会議」での審議等を経て、令和7年度中に策定します。

- | | |
|------------|---|
| 令和7年 12月～ | ・パブリックコメントの実施 |
| 令和8年 1月～3月 | ・計画（最終案）の検討
・「藤沢市子ども・子育て会議」での審議
・2月市議会定例会に「(仮称) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」について最終報告 |
| 4月 | ・計画の策定
・計画実施 |

以上

(事務担当 子ども青少年部 青少年課)